
3. 荒川の維持・管理の考え方

「荒川将来像計画地区計画書（平成8年）」の実現に際しては、沿川市区民と沿川自治体による2市7区荒川市民会議が開催され、これをとおして各市区の荒川のあるべき姿が議論されてきました。

今後も荒川をより身近な川として親しみ、みんなで育てていくことが大切です。このため、今後とも沿川市区民と沿川自治体・国との協働による計画の推進がますます重要です。

以上を受け第3章では、沿川市区民と沿川自治体や国のなすべき役割分担を明らかにするとともに、今後、荒川をどのように維持・管理するかを明らかにします。

3.1 基本的な考え方

3.1.1 管理計画策定の背景

河川敷は「荒川将来像計画地区計画書（平成8年）」に基づき整備が進められ、この「荒川将来像計画2010地区別計画」で、その時点修正を行いました。

河川敷はグラウンドや緑地・公園等として利用され、区民に親しまれている場所や、自然地として動植物の貴重な生息・生育の場となっている場所も多く、今後はこれらの河川敷・水辺を利用や環境、防災等に配慮して適性に管理していくことが一層重要となっています。

またこれからの川づくり計画は、単に創るためだけのものではなく、荒川を守り育ててゆく計画としても機能することが大切です。このため沿川自治体や河川管理者だけでなく、荒川を利用する区民の方々との協働により荒川を守り育てる体制づくりを進めていくことが重要です。

3.1.2 管理上の課題

現在の荒川下流部の河川敷は、干潟、草地、池や水路などの湿地等の自然地と、グラウンド、緑地・公園等の利用地に大別されます。

自然地では、維持管理が十分に行き届いていない箇所もあり、生物多様性の観点から外来種の侵入などによる生物種数の減少が懸念されています。また洪水時の漂着ゴミの放置や不法居住、ゴミの不法投棄などの問題も指摘され、良好な自然環境が形成されないことが課題となっています。

利用地としてのグラウンドや緑地・公園等では、河川敷のマナーが守られず、禁止区域でのゴルフ練習や自転車の高速走行による歩行者との接触事故、ゴミの不法投棄等の迷惑行為・危険行為等の増加が課題となっています。

3.1.3 管理計画の手法

区民に様々に使われている荒川を維持するには、「河川の状態を把握するための調査・巡視・定期点検等」「維持管理水準を維持するために実施すべき対策」及び「快適な利用の提供」の3つの目的からの維持管理が必要です。

「河川の状態を把握するための調査・巡視・定期点検等」としては、治水機能の確保のための基本データの収集を行うとともに、河川区域における利用や環境にかかる変状の発見、河川空間の利用に関する情報収集、日常的な河道・堤防等の巡視・点検、モニタリング、出水後の河道の状況把握などが必要となります。

「維持管理水準を維持するために実施すべき対策」としては、除草等の維持管理作業をはじめ、維持管理目標を満足するために実施すべき対策、河川の維持管理に必要なソフト的項目及び対応が必要となります。

「快適な利用の提供」としては、河川利用者の安全確保点検などの河川区域における利用や環境にかかる変状の発見や、河川区域等における快適な利用のためのルールづくり、情報提供、各種施設の整備、管理などが必要となります。

3.2 行政と区民の役割

区民と行政が連携した管理を推進するためには、管理者と市民活動の役割分担を明確化し、区民が取り組む活動を継続的かつ効果的・効率的に進めることができる「市民活動と行政の連携の仕組みづくり」を構築することが必要となります。

このため国は河川管理者として、荒川下流部全体を見渡した視点から治水安全性の確保、利水、河川環境の保全のための取り組みを行います。

区は河川敷を利用する市民への行政サービスやまちづくりの一環としての視点から、占用地を中心に取り組みを行います。

区民は公共空間である荒川河川敷において、ゴミを捨てない、利用マナーを守るという適切な利用に努めることが基本となります。

3.2.1 国土交通省（河川管理者）が行う維持管理

荒川の下流部において、災害に対する安全安心を確保し、自然豊かな水辺空間の再生と適正な河川利用を推進するため、以下の維持管理の取り組みを行っていきます。

河川の状態を把握するため、基礎データの定期的な蓄積として必要な測量、河道状況の把握、河川空間の利用に関する情報収集、日常的な河道・堤防等の巡視・点検、モニタリング、出水後の河道の状況把握などを行います。

また、維持管理水準を維持するために実施すべき対策としては、堤防除草、高水敷除草や集草等の維持管理作業をはじめ、河川構造物・施設等の修繕、地震や災害等の対応のためのソフト的項目及び対応に取り組んでいきます。

さらに、快適な利用の提供としては、護岸、坂路、散策路、などの施設に対する安全確保点検や、河川区域等における快適な利用のためのルールづくり、情報提供、各種施設の整備、管理などを図ります。

3.2.2 足立区が行う維持管理

足立区は、荒川の河川敷の足立区占有区域の維持管理を担当しています。占有区域の用途としては、大別して緑地とグラウンド等の2つになり、各々、年間の管理を行います。維持管理については、国、自治体、区民が協働で進めていきます。

3.2.3 区民が行う維持管理

区民が行う維持管理は、動植物調査等による情報提供、クリーン活動の実施、川の通信簿の実施、不法行為の監視などの、河川の状態を把握するための調査・巡視・定期点検や河川の維持管理水準を維持するために必要な活動が期待されます。

また、ワンド・ビオトープ等の管理や自然観察会等の実施などにより、河川敷を活用した快適な利用の促進が期待されます。

国、足立区及び区民の役割分担は概ね以下のようになります。

維持管理の役割分担

管理項目	国	区	区民
河川の状態を把握するための調査・巡視・定期点検等			
○基本データの収集			
生き物の情報収集（鳥類、魚類、植物、昆虫類等）	○	○	○
○基本データ収集			
水位・水質観測	○	○	
○河川区域における不法行為の発見			
ホームレス等の不法行為・不法占用・不法工作物の監視	○	○	
○日常的な河道・堤防等の巡視・点検・モニタリング			
日常的な河川巡視、堤防、護岸等の変形箇所における継続的モニタリング。	○		
維持管理水準を維持するために実施すべき対策			
○河川敷の清掃管理			
クリーンエイドの実施、ごみ、廃棄物の投棄監視、種類の集計	○	○	○
河川区域内の占用施設のごみ処理、清掃		○	○
河川区域内の占用施設外のごみ処理、清掃	○		○
○河川敷の植物管理			
高水敷の占用施設の除草		○	
高水敷の占用施設以外における必要箇所の除草	○		
池・ワンド等の植物管理		○	○
○河川敷の施設管理			
トイレ、遊具、ベンチ、園路、運動施設等の施設点検・修繕		○	
駐車場の管理		○	
遊具の安全管理		○	
バリアフリー対策の実施	○	○	
連携による池、ワンド等の管理	○	○	○
○堤防上部の桜の管理			
五色桜の樹木管理と周辺除草等		○	○
○維持管理目標を満足するために実施すべき対策			
河川構造物の修繕	○		
快適な利用の提供			
○河川利用施設及び許可工作物の維持の確認			
河川利用者の安全確保点検（護岸、坂路、散策路、手すり、堤防天端道路）	○	○	
○河川区域内における快適な利用			
利用情報（意向調査、苦情・要望、モニター等）の収集・提供	○	○	○
イベント、プログラムの実施（ヨシを使った工作教室、川あるきや自然観察会等）		○	○
防災施設の平常時利用（リバーステーション、緊急用河川敷道路等の活用）	○		
○利用指導			
荒川下流河川敷利用ルールの適正運用、周知	○	○	

3.3 河川敷の管理計画

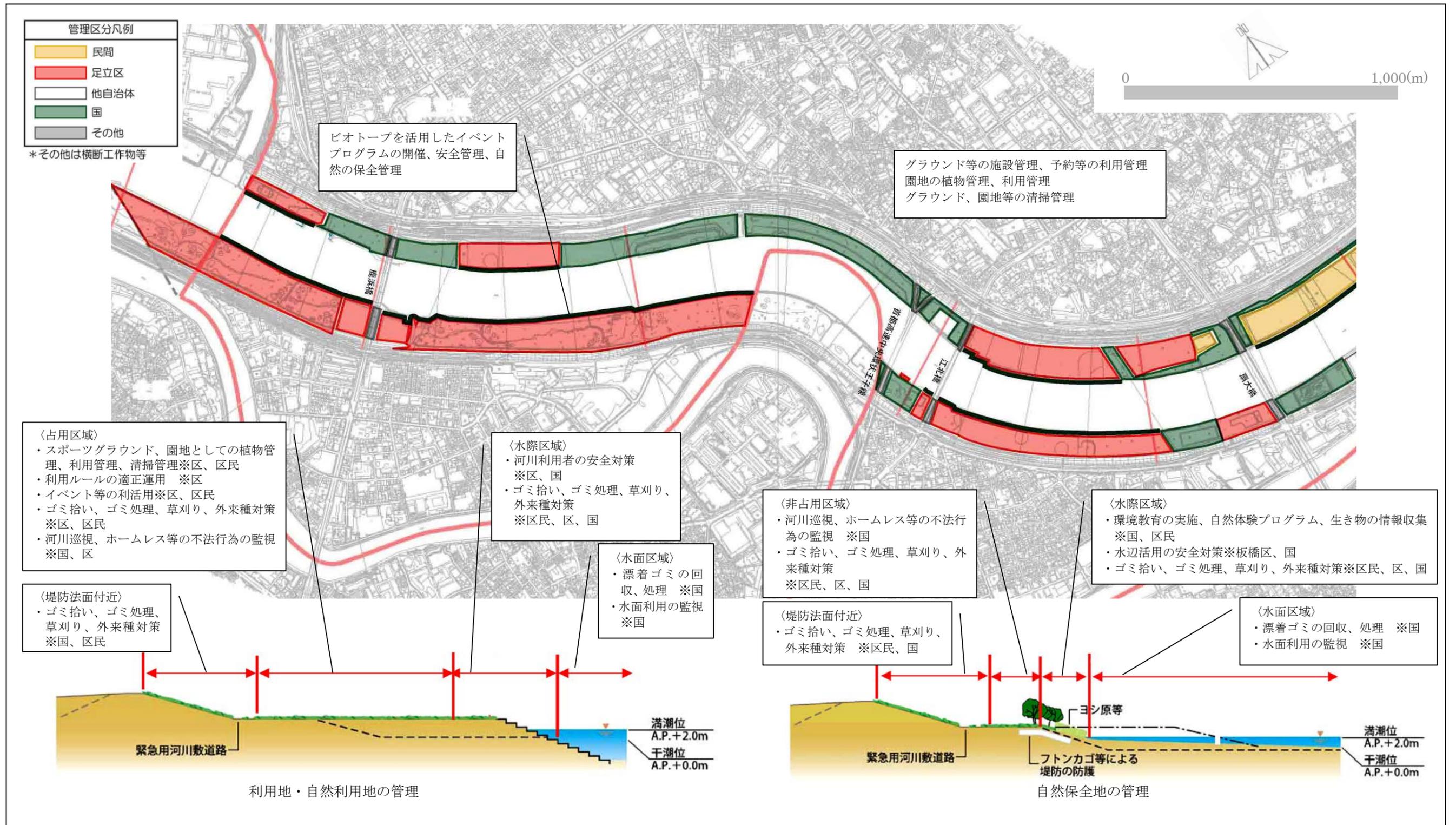


図 39 荒川河川敷管理区分図(足立区)(1/2)

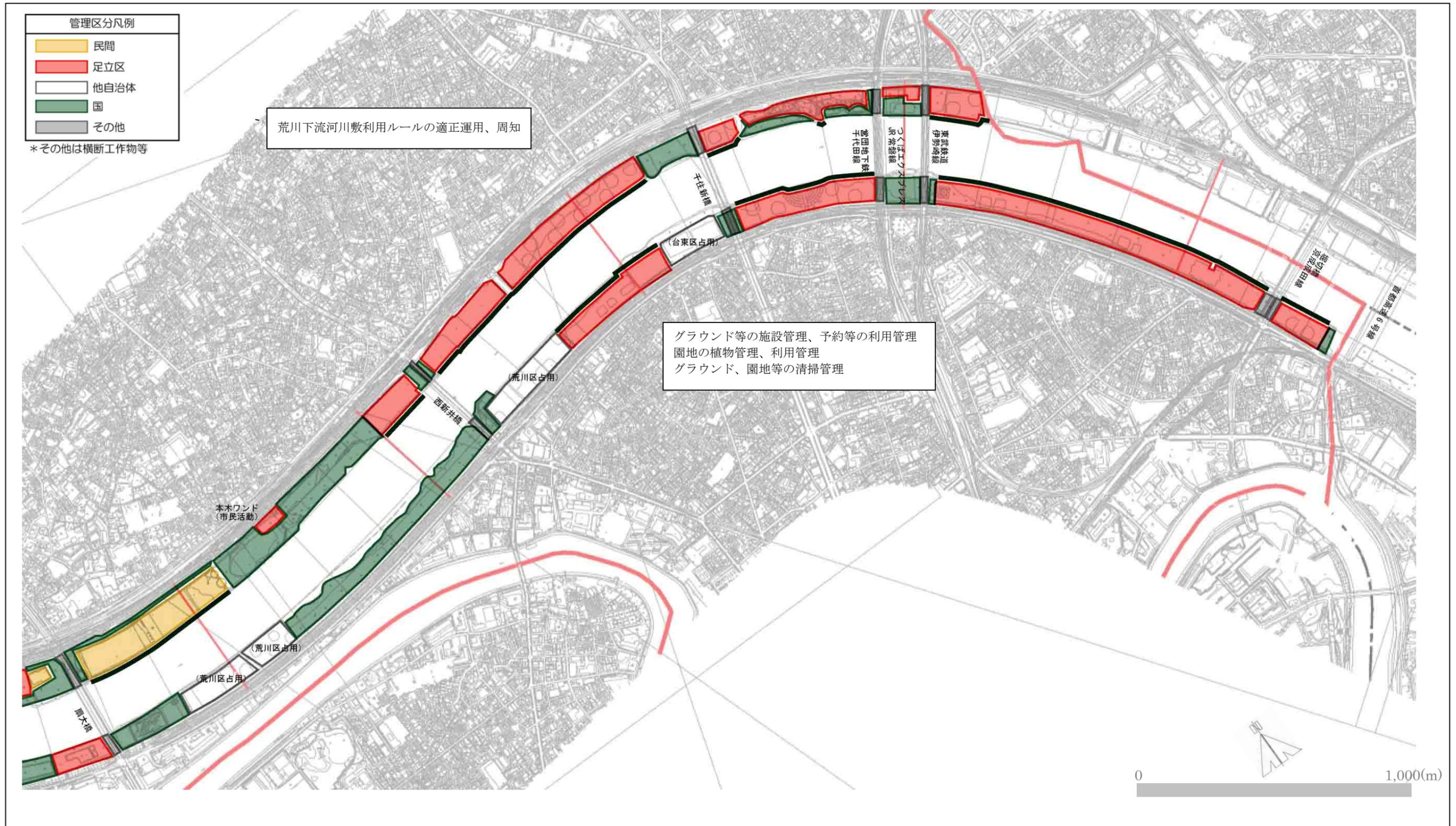


図 40 荒川河川敷管理区分図(足立区) (2/2)

3.4 自らできる川づくり支援の仕組み

荒川では様々な区民による河川敷の管理への参加が拡大しており、今後はボランティアをはじめ荒川を利用する区民の方々との協働により、荒川を守り育てることが重要となっています。

このため行政と区民の連携のもと、将来に渡り継続的・発展的に荒川の維持管理を進められる市民活動への支援を推進する必要があります。

足立区では自らできる川づくり支援のメニューを表 4のとおりとし、国とともに取り組んでいきます。

表 4 自らできる川づくり支援の取り組み内容の一例

No.	取り組み	内容	担当部署
1	荒川市民会議の運営	会議の場で、区民が荒川のあるべき姿について討議するため円滑な運営を行う。	国：荒川下流河川事務所 調査課 足立区：都市建設部企画調整課
2	市民活動の場の提供	知水資料館の3階を開放して、活動の場を提供する。	国：荒川下流河川事務所
3	行政と区民の連携窓口のPR	行政と区民がスムーズな連携を行っていくため、行政側の連携や相談の窓口を積極的にPRする。	足立区：都市建設部企画調整課
4	ボランティアによるゴミ拾い活動への対応	区民が占用地内のゴミ拾いを行い集められたゴミの処理を行う。	足立区：都市建設部みどりと公園推進室
5	河川敷を利用しているスポーツ団体等との連携	河川敷を利用しているスポーツ団体等と連携して良好な河川環境の維持に努める。	足立区：地域のちから推進部スポーツ振興課
6	企業や活動団体との連携	河川敷において環境活動を実施する場合、関係者間の相互調整を行う。	国：荒川下流河川事務所 足立区：都市建設部企画調整課
7	桜の見守り、管理	堤防上の五色桜の生長見守りや周囲の除草作業など、区民や団体等との協働による管理を推進していく。	足立区：都市建設部みどりと公園推進室

4. 計画の実施に向けて

地区別計画は、各地区における概ね 10 年後の姿を示しています。今後はその実現に向け、着実な推進を図っていくことが必要です。このため推進に際しては、計画の着実な実行、社会情勢の変化に伴う新たな対応や課題解決のための計画の見直し・改善などにより、計画について再確認しつつ活動につなげていく体制づくりが大切です。

以上を受け第 4 章では、今後も地域とともに地区別計画を推進していける仕組みと計画変更プロセスを示します。

4.1 推進の仕組み

荒川将来像計画はこれまで、「荒川市民会議」の議論を踏まえて、沿川自治体の協力の下「荒川の将来を考える協議会」によって計画の推進を図ってきました。今後も地域との協働により地区別計画を推進していくことが重要です。

このため「荒川市民会議」や「荒川の将来を考える協議会」において、計画の評価システムとしての P D C A サイクルを導入し、計画を確認し、議論を重ねながら活動を実施していきます。

内容の確認等とおして、ブロックの土地利用計画や維持管理の役割分担などについて変更の必要が生じた場合には、課題等の分析を行い、必要に応じて見直しを行っていきます。

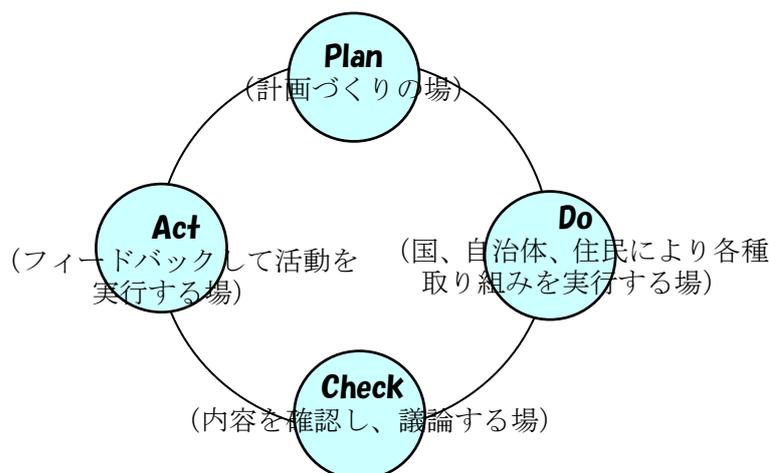


図 41 P D C A サイクルによる地区別計画の推進

4.2 計画の変更プロセス

地区別計画の策定後、変更の必要性が認められる場合は、「足立区あらかわ市民会議」等の地域住民の意見聴取を行いながら作成していき、当計画の変更に当たっては、国や隣接する自治体と調整の上で、「荒川の将来を考える協議会」で承認を得た後、変更することとします。

4.3 計画書の周知

本地区別計画を市区民と行政の連携のもと推進するためには、本地区別計画を市区民に周知していく必要があります。このため、「荒川将来像計画 2010 地区別計画」の市区での意見募集、市区の懇談会・タウンミーティング等での議題提供、ホームページへの掲載、荒川知水資料館での企画展示などによる周知を推進します。

■問合せ先■

荒川の将来を考える協議会 事務局

足立区役所 都市建設部 企画調整課 TEL03-3880-5349

国土交通省 荒川下流河川事務所 調査課 TEL03-3902-2311（代表）

